

一宮監公表第9号

平成28年1月22日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 森利明

一宮市監査委員 平松邦江

一宮市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

# 一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

## 1 措置請求の概要

(1) 平成 27 年 11 月 25 日、一宮市居住の a 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

(2) 請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。（原文）

労働安全衛生法の規定によれば、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては産業医を選任しなければならない。この規定は公立の小中学校にも適用されるものであり、本市においては、昨年度の時点で、中部中・南部中・尾西一中・木曾川中の 4 校がこれに該当していた。

これら 4 校では、法律の規定通り産業医が選任されている。しかし、衛生委員会への出席や職場巡視など、産業医としての職務が実際に行われたことを示す記録は存在しない。それにもかかわらず、昨年度健康管理医務謝礼に関する支出内訳書によれば、医務謝礼のうち産業医分として年額 38,500 円が支払われている。

愛知県医師会の資料によれば、産業医の基本報酬は月額 50,000 円以上である。後述の大阪市の事例でも月額 20,000～28,000 円である。いずれにせよ、一宮市の金額と大きな開きがある。これはすなわち、市教委は産業医に対して初めから産業医としての役割を期待せず、いわゆる名義貸しに対する謝礼として年額 38,500 円を支払っていたことを意味する。

産業医の設置という形式上の法令順守をアピールする目的のみに年額 38,500 円の公金が支出されていたとすれば、市の財産に損害を与え、教育行政への信頼をも損なう不当な支出と言わざるを得ない。平成 23 年の大阪市の事例でも、産業医の職務が形骸化しているケースについて、報酬の自主返納等の措置が取られている。

以上のことから、一宮市教育長に対し、平成 26 年度における市内 4

中学校の産業医に対する医務謝礼 154,000 円を自ら市に弁済するか、産業医に謝礼の自主的な返還を求めるなどの措置を取ることを要求する。

(3) 事実を証する書類として提出されたものは、次のとおりである。

- ①行政文書非公開決定通知書（平成 27 年 10 月 22 日付け 27 一宮学教発第 779 号）
- ②支出負担行為決議書兼支出命令書及び支出内訳書の一部（平成 26 年度 伝票番号 0120268-001）
- ③平成 20 年度 嘱託産業医報酬基準（愛知県医師会産業保健部会）
- ④「高校職場での安全衛生委員会の不十分な開催等(第 22-01-110 号)」に対する平成 23 年 7 月 26 日付け大阪市公正職務審査委員会からの勧告（大阪市ウェブサイトより）

## 2 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 27 年 12 月 21 日に陳述を聴取した。

陳述の内容は、次のとおりである。

- ① 月に 1 回以上の職場巡視や衛生委員会への出席といった予防的措置こそが産業医の中心的な役割であるにもかかわらず、衛生委員会会議録に委員の内訳が記載されていた南部中学校、尾西第一中学校においては、少なくとも衛生委員会の構成メンバーに産業医は含まれていない。
- ② たとえ各種書類への捺印や年 1 回の健康診断後の面接、長時間の時間外労働を行った教職員から面接希望があった場合への備えといった周辺的な雑務だけを行い、報酬もその分だけしか受け取っていなかったとしても、バランスが取れているから良いというものではなく、そもそも中心的な役割を果たしていなければ、その周辺の役割も生じ得ないのであるから、職務を全く行っていないのと同じである。したがって、報酬についても発生し得ない。
- ③ 市教育委員会に対し、学校現場における労働安全体制の重要性や、産業医の役割の大きさへの理解、一層豊かな教育環境の構築を要望する。

## (2) 監査対象事項

請求の対象は、請求人の主張をもとに、「平成 26 年度の市内 4 中学校の産業医に対する医務謝礼である報償費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか」に重点を置き、監査を実施した。

## (3) 関係職員の事情聴取及び関係書類の調査

本件の対象となっている 4 中学校の産業医に対する医務謝礼の所管課である学校教育課を監査対象とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、教育文化部長、教育文化部次長、学校教育課長及びその他関係職員から事情聴取を行った。

## 3 事実の調査

### (1) 関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取により得られた結果は次のとおりであった。

#### ア 市立小中学校における産業医の選任について

当市における市立小中学校の産業医は、平成 21 年度から配置されており、一宮市立学校教職員の安全衛生管理に関する要綱第 5 条第 7 号で、「職員数が 50 人以上の学校で、学校の衛生管理医の中から教育委員会が指名する者」と規定されている。また、衛生管理医は、同条第 6 号で、「学校の学校医」と規定されている。

学校教育課の説明によれば、産業医に選任された者は、学校医、衛生管理医及び産業医の役割を担っているとしている。

市立小中学校 61 校のうち、平成 26 年度、職員数が 50 人以上の学校は、中部中学校、南部中学校、尾西第一中学校、木曾川中学校であった。

学校医は一宮市医師会の推薦により、市教育委員会（以下、「市教委」という。）によって委嘱されており、産業医の配置が必要な学校については、各校の学校医である衛生管理医の中から、有資格者 1 名が産業医として委嘱されている。平成 26 年度は、平成 26 年 4 月 1 日付けで産業医に委嘱状が交付されており、委嘱期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までであった。

#### イ 市教委が産業医に依頼した職務とその謝礼について

学校教育課の説明によれば、市教委が産業医に依頼した職務は、児童生徒の健康診断後に校内を巡視すること、学校の衛生状態や教職員の健康状態等について管理職と協議することとし、その謝礼は年額38,500円であるとしている。この内容は、平成21年度から市立小中学校に産業医を配置するに当たり、平成20年度に県内他市9市の産業医の状況を調査した上で、一宮市医師会と協議し、決定したものとしている。しかし、一宮市医師会との協議内容等を記録した資料は、5年の保存期間が満了したため大半が既に廃棄され、確認できなかった。産業医に係る決裁文書等関係書類においても、職務内容が明確に記載されたものは確認できなかった。

また、産業医への委嘱に係る通知等にも職務内容は指示されていなかったが、このことについて、学校教育課は、有資格者を選任しているためとしている。

#### ウ 産業医の職務履行状況について

4中学校について、産業医出勤簿を確認したところ、産業医の勤務状況は次のとおりであった。

	中部中学校	南部中学校	尾西第一中学校	木曾川中学校
勤務日	4月23日	4月23日	4月11日	4月14日
	5月21日	6月25日	4月14日	6月25日
	6月25日	9月12日	4月25日	7月14日
			6月23日	9月10日
			6月27日	10月22日
			8月21日	

また、産業医の執務記録簿は存在しなかったが、学校医等執務記録簿を確認したところ、産業医の活動である校内巡視や管理職との協議について記録が残されていた。

それによると、具体的な校内巡視の結果は記載されていなかったが、4中学校とも産業医出勤簿の勤務日全てで児童生徒の健康診断に合わせて「校内巡視」と記載されていた。管理職との協議については、「〇〇について校長と協議」との記述が中部中学校、南部中学校には残されていた。尾西第一中学校は、学校医等執務記録簿には管理職と協議という内容の記載はなかったが、養護教諭の執務記録簿に、産業医が教職員の健康状態について管理職に対し指導した内容が記録されてい

た。木曾川中学校は、記録簿等に管理職との協議について触れた記載は見当たらなかった。

#### エ 支出の手続について

産業医に対する謝礼額については、「26 一宮教学第 1236 号 平成 26 年度 学校医等健康管理医務謝礼の支出について(伺い)」により決裁されており、学校医に対する健康管理医務謝礼の積算基礎において、「産業医割」で算定されていた。

医務謝礼の積算基礎は、次のとおりであった。

	基本額	管理料	※児童生徒人数割	衛生管理医割	産業医割
単価(円)	209,000	142,000	500	50,000	38,500

※学校医が複数いる学校は、児童生徒人数を学校医の数で按分する。

当該支出負担行為は、報償費として法令又は予算の定めるところに従って行われており、支出負担行為決議書は適切な時期に決裁されていた。支出命令についても、一宮市会計に関する規則の定めるところに従って、支出命令書は調製されており、決裁、合議及び会計管理者による審査にも特に不備はみられなかった。

#### オ 市立小中学校における衛生委員会について

衛生委員会については、労働安全衛生法に規定されており、一宮市立学校教職員衛生委員会設置要綱第 3 条第 2 項においても、産業医は、教職員が 50 人以上の学校について、衛生委員会の委員を構成する者として挙げられている。

しかし、当該 4 中学校の衛生委員会の名簿を確認したところ、衛生委員会の委員に産業医は選任されていなかった。学校教育課の説明によれば、産業医には、衛生委員会への出席は依頼していないとのことであった。

#### カ 請求人からの行政文書公開請求を非公開としたことについて

請求書に添付されている資料①の行政文書非公開決定通知書(平成 27 年 10 月 22 日付け 27 一宮学教発第 779 号)は、本請求に至る前に、請求人が行った行政文書の情報公開請求に対する学校教育課の回答であり、「公開請求に係る行政文書を保有していないため。」として、非

公開としたものである。この情報公開請求で、請求人が公開を求めた行政文書の件名は以下の①から④のとおりである。(原文)

- ① 中部中、南部中、尾西一中、木曾川中（以下「4中学校」という）の平成27年9月分衛生委員会会議録
- ② 4中学校の産業医との間で交わした平成26年度分契約書（職務内容や報酬が記載されたもの）
- ③ 4中学校の産業医の平成26年度分執務記録
- ④ 平成26年4月～8月と平成27年1月～3月に市内小中学校で行われた衛生委員会会議録

学校教育課の説明によれば、それぞれ非公開とした理由は次のとおりであった。

①と④については、議事の内容を記録したものは存在していたが、学校教育課は会議録とまでは言えないものであると判断し、保有していないと回答したとのことであった。

②については、委嘱状で産業医としての職務を依頼しており、契約書は存在しないため、保有していないと回答したとのことであった。

③については、産業医は学校医である衛生管理医の中から有資格者が委嘱されているため、学校医等執務記録簿に産業医として行った職務についても併記されており、執務記録が存在しないわけではなかった。学校教育課は、請求人にその旨説明したものの、請求人はあくまで産業医の執務記録簿を要求しており、理解が得られなかったため、最終的に要望に沿える書類は保有していないと回答したとのことであった。

#### 4 判断

平成26年度の市内4中学校の産業医に対する医務謝礼である報償費の支出について、次のように判断する。

市教委が産業医に依頼したと主張する職務である児童生徒の健康診断後に校内巡視すること、学校の衛生状態や教職員の健康状態等について管理職と協議することについては、決裁文書等では明確に確認できなかったが、産業医出勤簿及び学校医等執務記録簿から、産業医の出勤日には校内巡視や校長との協議について記載があるのに対し、他の学校医の出勤日には記載がないことが確認できる。このことから判断すると、市教委の主張に妥当性はあると言える。

ただし、労働安全衛生法その他関係法令と照らし合わせてみれば、月

1回以上の職場巡視や衛生委員会への出席など法定基準を満たしておらず、学校現場における労働安全衛生管理体制の現状は、法令に違反していると言わざるを得ない。

しかしながら、本件産業医の職務が違法状態であったとしても、それにより、直ちに報償費の支出が不当な公金の支出だと判断するのは適当ではない。

一般的に、報償費は役務の提供等に対する対価として支出するものであるから、市教委が依頼した職務について、産業医が履行したか否かを踏まえて判断する必要がある。

産業医の職務の履行については、執務記録等から、児童生徒の健康診断に合わせて校内巡視を行い、学校の衛生状態や教職員の健康状態について管理職との協議及び管理職への指導を実施していることが認められる。

これらのことから、本件支出は、市教委が依頼した職務に対し産業医から提供された役務の対価であると考えるのが合理的である。

したがって、本件産業医の職務が労働安全衛生法その他関係法令に違反していたとしても、それに係る報償費の支出は不当な支出には当たらないと判断する。

また、本件報償費に係る支出負担行為、支出手続等に違法性は認められず、支出は適法に行われていたと判断する。

## 5 結論

以上、これまでに述べたとおり、産業医に対する医務謝礼の支出は、違法、不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。

しかしながら、監査にあたって調査した事実や本件請求に至った経緯を鑑みれば、看過できない事実があると考え、以下のとおり市長及び教育長に対し意見を述べる。

## 6 意見

本請求に基づく監査を実施した結果に関して、以下に意見を述べる。

監査の結果、産業医が職務を履行した実績は、産業医出勤簿と学校医等執務記録簿で確認できたものの、学校医としての職務の中に衛生管理医や産業医としての職務も混在して記載されていた。各職務がどの立場



で履行されたものなのか明確になっていなかったもので、明確になるよう分けて整理し、記録されたい。

また、執務記録簿には、「校内巡視」、「校内の衛生環境について校長と協議」、「職員の在校時間について校長と協議」等の記載があるものの、巡視内容や協議の結果を具体的に記録したものが残されていなかった。産業医の職務履行状況を確認するためだけでなく、今後の労働安全衛生管理体制の整備に活用するためにも、より具体的に記録するよう努められたい。

産業医謝礼は、健康管理医務謝礼の中で産業医割 38,500 円としているが、その対象となる職務の内容が明記されたものがなく、根拠が曖昧となっていた。また、年度当初に作成されている産業医の委嘱に係る決裁文書にも、産業医に依頼する職務内容や謝礼額が記載されておらず、不明瞭となっていた。産業医が職務を履行したかどうか、報償費の支出が適正であるかどうかを確認するための前提となるものであるので、謝礼の支出根拠を明確にするとともに、委嘱に係る決裁に職務及び謝礼について記載し、決裁権者の承認を得られたい。

産業医の職務、衛生委員会の開催状況等、学校現場における労働安全衛生管理体制の現状は、労働安全衛生法その他関係法令の基準を満たしておらず、また、衛生委員会の委員に産業医を含めていなかったことに至っては、要綱で自ら定めていることさえも守られていなかった。法令遵守はもとより、教職員が安全かつ衛生的にゆとりをもって教育活動に専念できるよう、労働安全衛生管理体制の整備に努めるとともに、豊かな教育環境の構築に一層尽力されることを望むものである。

(様式)

# 一宮市職員措置請求書

一宮市教育長

(請求の対象とする執行機関、職員)に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

別紙の通り

## 2 請求者

住所

職業

(省略)

氏名

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成27年11月25日

一宮市監査委員 (あて)



## 請求の要旨

労働安全衛生法の規定によれば、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては産業医を選任しなければならない。この規定は公立の小中学校にも適用されるものであり、本市においては、昨年度の時点で、中部中・南部中・尾西一中・木曾川中の 4 校がこれに該当していた。

これら 4 校では、法律の規定通り産業医が選任されている。しかし、衛生委員会への出席や職場巡視など、産業医としての職務が実際に行われたことを示す記録は存在しない（添付資料①）。それにもかかわらず、昨年度の健康管理医務謝礼に関する支出内訳書（添付資料②）によれば、医務謝礼のうち産業医分として年額 38,500 円が支払われている。

愛知県医師会の資料（添付資料③）によれば、産業医の基本報酬は月額 50,000 円以上である。後述の大阪市の事例でも月額 20,000～28,000 円である。いずれにせよ、一宮市の金額と大きな開きがある。これはすなわち、市教委は産業医に対して初めから産業医としての役割を期待せず、いわゆる名義貸しに対する謝礼として年額 38,500 円を支払っていたことを意味する。

産業医の設置という形式上の法令順守をアピールする目的のみに年額 38,500 円の公金が支出されていたとすれば、市の財産に損害を与え、教育行政への信頼をも損なう不当な支出と言わざるを得ない。平成 23 年の大阪市の事例（添付資料④）でも、産業医の職務が形骸化しているケースについて、報酬の自主返納等の措置が取られている。

以上のことから、一宮市教育長に対し、平成 26 年度における市内 4 中学校の産業医に対する医務謝礼 154,000 円を自ら市に弁済するか、産業医に謝礼の自主的な返還を求めるなどの措置を取ることを要求する。

## 添付資料

- ①行政文書非公開決定通知書
- ②産業医報酬にかかる支出負担行為決議書兼支出命令書
- ③嘱託産業医報酬基準（愛知県医師会作成）
- ④大阪市公正職務審査委員会による勧告